

福岡県公報

平成20年 8 月18日
第 2 8 6 2 号

目次

告示 (第1355号 - 第1366号)

国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課) 1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 1
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課) 2
福岡県の特産工芸品の指定	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 2
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 3
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 3
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 3
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 4
大規模小売店舗立地法第 6 条第 1 項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課) 5
落札者等の公示	(警察本部会計課) 5

公 告

公安委員会

福岡県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の整備に関する規則 (警察本部総務課) 6

告 示

福岡県告示第1355号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第 2 項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成20年 8 月18日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
粕屋郡久山町	平成18年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	大字久原の一部	平成20年 8 月 4 日
京都郡みやこ町	平成18年度から平成19年度まで	地籍図及び地籍簿	犀川大坂の一部	平成20年 8 月 4 日

福岡県告示第1356号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により公告する。

平成20年 8 月18日

福岡県知事 麻 生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市三沢字古賀4214 - 1 及び4204 - 1
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市三沢4209番地
小野 智恵子

福岡県告示第1357号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地域福祉を支える会そよかぜ

(2) 代表者の氏名

濱崎 和久

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区銀天町2丁目2番37号

(4) 定款に記載された目的

この法人は助けたり、助けられたり^の互助精神に基づき、健康で安心して生活できる地域社会の実現と、愉しくて生きがいのある長寿社会構築のため、志を同じくする者が相集い、高齢者や障害者及び病気の人に対する家事援助、介護援助等の事業を通じ地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1358号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年7月18日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 YOU友福岡

(2) 代表者の氏名

矢野 晴子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香住ヶ丘2丁目16番43-1号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者が安心して日常生活が送れるように、障害者の福祉や、自立生活支援に関する事業や障害者に対する理解を深める活動を行い、障害者の自立や生活の安全性を確保することや雇用機会の拡充に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1359号

福岡県の特産工芸品を次のように指定したので告示する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

名 称	しゅろ 棕 櫚 簾
伝統的な技術又は技法	(1) 数枚の棕櫚皮 ^{しゅろ} を玉結び（皮を丸めて針金で締め上げ複数の玉を作ることをいう。）し、棒状の束を作ること。 (2) 柄になる竹に穴を開け、竹串を十字に差し込み、隣同士の棒状の束が密着するように、針金の位置・組上部分が左右対称になるように組むこと。 (3) 皮状の部分を繊維状に梳きほぐすこと。 (4) 梳きほぐした毛先を切り揃えること。
伝統的に使用されてきた原材料	しゅろ 棕櫚皮 竹 針金
製造される地域	うきは市

福岡県告示第1360号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ十三部店

(2) 所在地 福岡県久留米市野中町字沼尻389番1 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄

福岡県告示第1361号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) マックスバリュ水巻店

(2) 所在地 福岡県遠賀郡水巻町頃末北四丁目1379番4 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄

福岡県告示第1362号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) アイレックスガーデン2期計画【B区画】

(2) 所在地 福岡県古賀市花見東一丁目1862番6 外

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄

福岡県告示第1363号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったの

で、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ福岡空港東店

(2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字池尻489番1 外

3 当該大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄
株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈	株式会社大創産業 代表取締役社長 矢野 博丈

福岡県告示第1364号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振

興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ御笠川店

(2) 所在地 福岡県大野城市御笠川四丁目13番26号

3 当該大規模小売店舗を設置する法人の代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変更前	変更後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄
セガミメディクス株式会社 代表取締役 瀬上 修	セガミメディクス株式会社 代表取締役 瀬上 修

福岡県告示第1365号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻生 渡

1 届出年月日

平成20年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 アーガス糯店

(2) 所在地 福岡県田川市大字糯字和田2322番の1

3 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄
岩崎 輝範	岩崎 輝範

福岡県告示第1366号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米商工事務所において縦覧に供する。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 届出年月日

平成20年8月6日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 マックスバリュ久留米西店

(2) 所在地 福岡県久留米市白山町字鳥飼3番7 外

3 大規模小売店舗の名称

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ久留米白山店	マックスバリュ久留米西店

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変 更 前	変 更 後
マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 坂野 邦雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号	マックスバリュ九州株式会社 代表取締役 築城 政雄 福岡県福岡市博多区博多駅東三丁目13番21号
その他未定	株式会社サンドラッグ 代表取締役 才津 達郎 東京都府中市若松町一丁目38番1号
	株式会社西松屋チェーン 代表取締役 大村 禎史 兵庫県姫路市飾東町庄266番1号

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年8月18日

福岡県知事 麻 生 渡

1 契約に係る物品の名称及び数量

名称 パーソナルコンピュータ（ノート型）

数量 677台

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日

平成20年7月29日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名

NECネクサソリューションズ株式会社

(2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

68,099,430円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年6月18日

公安委員会

福岡県公安委員会規則第12号

福岡県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する措置及び用字、用語等の整備に関する規則を制定し、ここに公布する。

平成20年8月18日

福岡県公安委員会

福岡県公安委員会規則の形式を左横書きに改正する措置及び用字、用語等

の整備に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、この規則施行の際現に定められている福岡県公安委員会規則（以下「現行規則」という。）のうち縦書きの形式をとっているもの（以下「縦書規則」という。）の形式を左横書きに改めるとともに、現行規則の内容及び効力に変更の生じない限度において、用字、用語等を統一した表現に整備することに関し必要な事項を定めるものとする。

(左横書きの措置)

第2条 縦書規則の形式は、左横書きに改める。この場合において、左横書きに伴う字句の改正その他必要な措置については、次条から第7条までに定めるとおりとする。

(章、節及び条等)

第3条 縦書規則中、次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

章、節、条、表、別表及び様式の番号として用いられている漢数字	算用数字
号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだ算用数字
号を第1次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	音順による片仮名
号を第2次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ五十音順による片仮名
表及び別表中その内容を第1次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を括弧で囲んだ算用数字
表及び別表中その内容を第2次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名

(数字)

第4条 縦書規則中、漢数字は、次に掲げる場合を除き、算用数字に改め、当該算用数字は、3位ごとに「,」で区切るものとする。

(1) 固有名詞の全部又は一部

(2) 熟語の一部

(3) 数字の単位として用いられている「億」又は「万」

(字句)

第5条 縦書規則中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
----------------------------------	---

右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
左記	下記
上欄	左欄
下欄	右欄

（表、別表及び様式）

第6条 縦書規則中、表、別表及び様式の右上端は、左横書きの上端となるように位置を改める。ただし、その形式が、既に左横書きとなっているものについては、この限りでない。

（その他の左横書きの措置）

第7条 第3条から前条までに定めるもののほか、縦書規則中の字句等で左横書きに伴い改める必要のあるものは、左横書きに適合するものに改める。

（用字、用語等の整備の措置）

第8条 現行規則中、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に改める。

および	及び
または	又は
ならびに	並びに
もしくは	若しくは
但し	ただし
且つ	かつ
行なう	行う
基く	基づく
於いて	おいて
当る	当たる
あわせて	併せて
のうえ	の上

すでに	既に
-----	----

- 2 現行規則中、よう音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」は、それぞれ「ゃ」、「ゆ」、「ょ」、「ャ」、「ュ」又は「ョ」に改める。
- 3 現行規則中、促音として用いられている「つ」又は「ツ」は、それぞれ「っ」又は「ッ」に改める。
- 4 前3項に掲げるもののほか、現行規則の用字、用語等の整備に伴い改める必要のあるものは、用字、用語等の整備に適合するものに改める。

（適用除外）

第9条 第3条及び第5条から前条第3項までの規定は、法令（条例を含む。）の規定を引用する部分については、適用しない。

附 則

この規則は、平成20年8月18日から施行する。

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェンツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷紙含有100%再生紙を使用しています